

# 平成29年度 地方公共団体定員管理研究会（第2回）

## 議 事 要 旨

1. 開催日時：平成29年6月13日（火） 15：00～18：00

開催場所：経済産業省 別館850会議室

出席委員：西村座長、浅羽委員、阿部委員、小西代理委員、小松原委員、  
中澤委員、原澤委員、原田委員

（委員は五十音順）

### 2. 議事経過

- (1) 埼玉県の設定員管理について
- (2) 地方警察官の設定員について
- (3) 消防組織について
- (4) 児童相談所関係職員について

### 3. 意見交換の概要

#### ○埼玉県の設定員管理について

- ・ 設定員削減について、当初は総務省からの通知等外的要因が大きく、またIT化等で削減できたが、昨今では削り代がなくなってきたことを感じている。
- ・ 定数削減で余裕がなくなって研修に参加できなかつたり、技術系の職員がなかなか現場に行く時間がないということも聞いている。
- ・ 北九州市でも同様であり、削り代がない状況の中ではいかに業務の効率化を図りながら行政サービスの向上を図っていくかを考えていかなければいけない。
- ・ 住民の要求が非常に多くなっている昨今では、マンパワー的に減らすのは限界であり、むしろ増やした方が市民サービスは向上する面もあると考える。
- ・ 新たな業務がなくなる中でスクラップ・アンド・ビルドが難しくなっていると感覚的に感じている。全体で減らしていくのは困難になってきている。

#### ○地方警察官の設定員について

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた事態対処能力の強化やストーカー・DV対策、特殊詐欺対策に対処するため、27年度から29年度の3年間で地方警察官3,000人を増員したところであり、今後も厳しい治安情勢に対応するため、その必要性等を検討していくこととしている。
- ・ 政令に規定されている地方警察官の設定員は必要最小限度の基準であり、合理化・再配置を踏まえた上で、国の立場から見て緊急に手当をしなければならない治安事象に対処するため、それぞれの都道府県の治安情勢や負担状況等

を踏まえつつ、最低限必要な人員を積算し予算要求している。

#### ○消防組織について

- ・「消防力の整備指針」で必要な人員や署数、消防車の数等の基準を定めているが、定員が基準を満たしていない消防本部が多いのが実情。市町村によって違うが、募集人数の減少など、人員の確保に苦慮。
- ・配置基準について、警察官のように最低限の基準を設定している部門もある中で、上限の基準を設定している部門があり、消防については勧告も用意されているにも関わらず基準を下回っているところもある。勧告が守られていないのは人的資源・財源の調達に問題があるのか。
- ・常備消防が足りなくても、地域の消防団のような非常備消防があるため、マンパワー確保の可能性があることが警察の定員とは異なるのではないか。

#### ○児童相談所関係職員について

- ・児童相談所については、これまで児童福祉法の改正により様々な定義の見直しや権限の強化が図られてきたところ。
- ・心理的虐待の増加等により、平成27年の児童相談件数は平成11年の約8, 9倍となっているが、児童相談所・児童福祉司の数の推移は2.5倍にとどまっている。
- ・児童福祉司の配置基準については、平成28年10月の人口6万人に1人から平成31年4月に人口4万人に1人という形で増員の目標を立てている。
- ・児童相談所関係職員については、法改正もあり増員を求められているが、一般事務ではない専門職の採用となるため、専門職の配置・人事管理等も検討課題だと考えられる。